平成２５年（再イ）第６５号
川崎市中原区宮内４丁目23番２号
再生債務者　荒瀬　　仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月24日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（再イ）第５４号
神奈川県海老名市国分北１丁目５番14―３号
再生債務者　竹下　英利
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月30日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第４３号
横浜市栄区東上郷町２番27号
再生債務者　萩野　智之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月30日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１６号
川崎市中原区木月３丁目６番２号　エステートピア野島101
再生債務者　森　　空
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月28日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（再イ）第５４号
愛知県知多市にしの台１丁目1114番地　ラ・シャイン202
再生債務者　土岐　和也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月29日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第７号
大阪府枚方市都丘町26番１号
再生債務者　森本　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第１２８号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目４番５―312号
再生債務者　加藤　美計
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第３号
福島市大森字赤沢105番地の１
再生債務者　小山　　徹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月30日　　福島地方裁判所

平成２６年（再イ）第４号
茨城県桜川市大国玉3303番地３
再生債務者　飯島　正和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月29日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（再イ）第４０号
神戸市長田区前原町２丁目１番46号
再生債務者　齋藤　　勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月29日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第２１号
岐阜県各務原市那加大東町２番地37
再生債務者　毎床幸一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月30日　　岐阜地方裁判所

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第２３９号
京都市山科区勧修寺閑林寺43番地６ピア・プレミール408号室
再生債務者　潮防水工業こと　潮　　雅弘
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年５月13日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成26年７月25日
京都地方裁判所第５民事部

平成１４年（再イ）第３４号
北九州市小倉南区葛原３丁目15番１号、認可決定時の住所北九州市小倉南区下曽根１丁目２番１―707号
再生債務者　中川　秀人
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成15年５月30日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成26年７月30日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第６０号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字西尼ヶ塚190番地　アメニティハイツＢ棟203号
再生債務者　三尾　豪謙
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成26年７月28日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による免責決定

平成２６年（モ）第２００１号
長崎県五島市松山町37番地
再生債務者　吉次　智則
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成26年７月30日　長崎地方裁判所五島支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第６号
新潟市西区みずき野６丁目12番６号
再生債務者　志賀　　優
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月26日まで
4　一般異議申述期間　平成26年９月９日から平成26年９月30日まで
新潟地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１号
鹿児島県志布志市有明町原田573番地２
再生債務者　楠元　利秀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月30日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

平成２６年（再ロ）第４号
大阪府松原市天美東７丁目12番５―724号
再生債務者　南出　敬広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月29日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係